

## お詫びと訂正

弊社刊行の『見て覚える！ 社会福祉士国試ナビ 2014』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2013年10月31日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
45 頁	「時間外労働の制限」欄	1 年 <u>150 日</u> を超えて	1 年 <u>150 時間</u> を超えて	2013/10/31 掲載
68 頁	「障害者基本計画」欄	市町村 <u>障害者福祉計画</u> を策定しなければならない	市町村 <u>障害者計画</u> を策定しなければならない	2013/10/31 掲載
122 頁	【法定後見制度】 「代理権の制限」欄	●本人と利益相反する行為は、家庭裁判所が選任した特別代理人が本人を代理する	●本人と利益相反する行為は、家庭裁判所が選任した特別代理人 <u>(あるいは臨時保佐人・臨時補助人)</u> が本人を代理する	2013/08/29 掲載
178 頁	下から 3 行目	○ 策定義務がある	○ 策定義務 <u>(または努力義務)</u> がある	2013/10/02 掲載